

## 関西電力株式会社第93回定時株主総会における京都市提案

注1 第17～20号議案は大阪市と共同提案

注2 第25号議案は本市単独提案

第17号議案 定款一部変更の件(1) 注1 大阪市と共同提案

### ▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(経営の透明性の確保)

第5条の2 本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

### 【提案理由】

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

第18号議案 定款一部変更の件(2) 注1 大阪市と共同提案

### ▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬の開示)

第31条の3 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

### 【提案理由】

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

また、平成25年5月からわずか2年で2度にわたり大幅な電気料金の値上げが実施され、かつ、平成28年5月に予定していた電気料金の値下げが撤回されてい

る。こうした状況も踏まえて、需要家へのコスト削減に関する説明責任をしっかりと果たすべきであり、取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきである。

第19号議案 定款一部変更の件(3) 注1 大阪市と共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(代替電源の確保)

第51条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

【提案理由】

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化や天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

第20号議案 定款一部変更の件(4) 注1 大阪市と共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(事業形態の革新)

第52条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

## 【提案理由】

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきであり、国では平成27年4月に広域的運営推進機関を設立し、平成28年4月に電力小売りの全面自由化を開始するとともに、最終段階である送配電部門の分離に向けた法制度の整備が行われたところである。

他電力では既に先行実施している事例もあるが、可能なかぎり早期に持株会社設立と送配電部門の子会社化による法的分離を進め、発電会社からの独立性を確保しつつ送配電会社としてのノウハウ蓄積と送配電網拡充等を行い、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発電電分離に向けた事業形態の革新に取り組むべきである。

## 第25号議案 定款一部変更の件 注2 京都市単独提案

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

##### (脱原発依存と安全性の確保)

第55条 本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

## 【提案理由】

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を踏まえれば、ひとたび原子力発電所で大事故が発生すれば、市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。第1項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。